第1回 美郷町農業委員会議事録

	開催年月日 平成31年1月30日
	1. 菊池勇夫 2. 中野誠五 3. 甲斐奉文 4. 中田辰美
出	5. 森田正春 6. 林田寿利 7. 柳田隆喜 8. 田野敏広
席	9. 山口時義 10. 藤本政嗣 11. 黒木民徳 12. 藤田博文
者	13. 菊田正光 14. 竹田親吏
議事録	署名人 2番 中野 誠五 委員 3番 甲斐 奉文 委員
開催時	間 開会 AM 10:00 ~ 閉会
発言者	内
局長	ご起立をお願いします。 ただ今から、平成31年第1回美郷町農業委員会総会を開会いたします。 一同、礼。 お座りください。 本日は10番藤本政嗣委員より欠席届が出されております。ただ今の出席委員は 13名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農 業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。 会長、よろしくお願いいたします。
議長	
局長	事務局の説明を求めます。 2 ページをお開きください。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があった

ので、承認を求める。平成 31 年 1 月 30 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正 光。3 ページが対象農用地の位置図であります。受付番号 1 番から 7 番までの 7 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

4 ページをお開きください。受付番号は 1 番になります。申請人の譲受人が、 美郷町南郷神門の 53 歳の方。譲渡人は、美郷町南郷神門の 71 歳の方です。申請 地は、南郷神門字落原、畑 1 筆、1,004 ㎡になります。申請理由は、売買による所 有権移転。利用計画は飼料作物となっております。契約内容は、申請書明細のと おりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 30,512 ㎡。家畜 は牛を 14 頭飼養しております。家族総数 3 名の労力 3 名となっております。5 ペ ージが地籍集成図となります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しな いため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします・

中田委員

4番、中田です。譲受人は畜産農家であり、南郷地区内でも数少ない若い担い 手であります。譲渡人は体が弱くなってきて、農地の管理が出来なくなってきた ことから今回の申請となりました。ご審議よろしくお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 1 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号1番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。 続きまして受付番号2番ですが、山口時義委員が申請人となっておりますので、 農業委員会等に関する法第31号の規定に基づき、議事参与の制限により審議終了 まで退席をお願いいたします。

<山口時義委員、退席>

それでは説明をお願いします。

事務局員

受付番号は2番になります。申請人の譲受人が、美郷町南郷神門の72歳の方。 譲渡人が、美郷町南郷神門の71歳の方です。申請地は、南郷神門字無田、畑2筆、 1,257 ㎡になります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は、シキミと なっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみの $12,698 \text{ m}^2$ 。家畜は鶏を 2,500 羽飼養しております。家族総数は 2名の労力 2名となっております。<math>6ページが地籍集成となります。本案件は、農地法第 3条第 2項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中田委員

4番、中田です。譲渡人については、先程の説明のとおりです。譲受人はご存知のとおり農業委員であり、まだまだ精力的に農業に従事しております。何の問題もありませんのでご審議よろしくお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 2 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号2番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。 審議が終了しましたので、山口時義委員を呼び戻してください。

<山口時義委員、着席>

続きまして、受付番号3番の説明をお願いします。

事務局員

7 ページをお開きください。受付番号は 3 番になります。申請人の譲受人が、 美郷町南郷神門の 52 歳の方。譲渡人が、美郷町南郷神門の 83 歳の方です。申請 地は、南郷神門字小路から竹原田までの、畑 6 筆、田 3 筆、合計 9 筆の 4,886 ㎡ になります。申請理由は、贈与による所有権移転。利用計画は、栗・シキミ・水 稲となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経 営ですが、自作地のみの 5,319 ㎡。家畜はありません。家族総数 3 名の労力 2 名 となっております。8 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条 第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

山口委員

はい、9番山口です。譲受人と譲渡人は親子であります。譲渡人は高齢で体が思うように動かず農地の管理もままならないため、今のうちに息子に譲ることに

決めたそうです。何の問題もありませんので、ご審議よろしくお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 3 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号3番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。 続きまして受付番号 4 番と 5 番ですが、譲受人が同一のため一括して説明をお 願いします。

事務局員

9 ページをお開きください。受付番号 4 番と 5 番ですが、譲受人が同一の為一括して説明いたします。

申請人の譲受人は、日向市の66歳の方です。

受付番号 4 番。申請人の譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 90 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字中原前、田 2 筆、2,666 ㎡になります。

受付番号 5 番。申請人の譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 70 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字中原前、田 1 筆、1,154 ㎡になります。

申請理由は、賃貸借権の設定。利用計画は水稲になります。契約内容は、それぞれ申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 7,004 ㎡。家畜はありません。家族総数・労力ともに 1 名となっております。10ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

菊池委員

1番、菊池です。地区担当は藤本委員ですが、本日欠席のため代わりに説明いたします。譲受人は今までも農繁期になると帰ってきて農作業をしておりましたが、今年から借入地も増やして耕作することにしたそうです。譲渡人は2人とも米つくりには関わっておりません。中原地区は大きな担い手農家が少ない中で、日向からわざわざ帰ってきて作付けしてもらうことに、大変期待しております。ご審議よろしくお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 4 番と 5 番に質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 4 番と 5 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。 続きまして受付番号 6 番と 7 番ですが、関連がありますので一括して説明をお願いします。

事務局員

11ページをお開きください。受付番号6番と7番ですが、譲受人が同一のため、 一括して説明いたします。

申請人の譲受人が、美郷町北郷入下の66歳の方です。

受付番号 6 番。申請人の譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 88 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字吉田、田 2 筆、2,121 ㎡であります。申請理由は、賃貸借権の設定。利用計画は水稲となっております。

受付番号7番。申請人の譲渡人が、美郷町北郷入下の60歳の方です。申請地は、 北郷入下字堂ノ越、田4筆、5,011㎡であります。申請理由は、賃貸借権の設定。 利用計画は、飼料作物と水稲となっております。

契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 17,614 ㎡。家畜は牛 4 頭を飼養しています。家族総数 2 名の労力 2 名であります。12・13 ページは地籍集成図になります。基盤強化法での期間満了となりましたが、認定農業者でなくなったため、今回は農地法第 3 条での更新となります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

菊池委員

1番、菊池です。譲受人は牛を4頭飼養しています。借入地で牧草を作って養っていくということでした。先程の事務局の説明のとおり継続案件であります。今まで問題はありませんでした。ご審議よろしくお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 6 番と 7 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 6 番と 7 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。 続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを上程 いたします。事務局の説明を求めます。

局長

14 ページをお開きください。議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。平成 31 年 1 月 30 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。15 ページが対象農用地の位置図であります。受付番号 8 番の 1 件のみであります。詳細については担当がご説明いたします。

事務局員

16 ページをお開きください。受付番号は8番になります。申請人は、美郷町南郷水清谷の63歳の方です。申請地は、南郷水清谷字荒谷、田2筆、3,411㎡になります。申請の理由は、申請地の周囲はすべて山林のため日当たりも悪く、耕作するには不便であったため現在は原野である。今回周辺の山林が伐採後に植林するのに併せ、当該農地も杉・ヒノキを植林するため申請するということであります。転用後の用途は、山林。転用の時期は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの予定となっております。17ページが地籍集成図、18ページが植林計画図、19・20ページが現況写真となっております。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤田委員

12 番、藤田です。ただ今の事務局の説明のとおりです。今後耕作することも無いため、周辺の山林の植林に併せて杉やヒノキを植林したいということでありました。ご審議よろしくお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 8 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

藤田委員

いいですか。

議長

どうぞ。

藤田委員

12番、藤田です。補足説明いたします。申請地の地目は田です。20年ほど前から耕作していない状態でした。理由としては、水を引くのが困難であったため放置されたということであります。以上です。

議長

他にありませんか。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号8番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。 続きまして、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地 利用集積計画の決定についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

局長

21 ページをお開きください。議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の提出があったので、承認を求める。平成 31 年 1 月 30 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。22 ページが対象農用地の位置図であります。受付番号 9番の 1 件となります。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

23 ページをお開きください。受付番号は9番になります。利用権の設定を受ける者が、美郷町北郷宇納間の39歳の方。利用権を設定する者が、美郷町北郷宇納間の62歳の方です。利用権を設定する土地は、北郷宇納間字御堂原、田4筆、7,634㎡になります。利用権の種類は賃借権。利用計画は水稲となっております。設定する利用権は、申請書明細のとおりであります。設定を受ける者の経営状況ですが、自作地・小作地あわせて52,611㎡。家族総数4名の労力4名となっております。利用権設定の区分は継続となります。24ページが地籍集成図であります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

菊池委員

1番、菊池です。利用権の設定を受ける者は、北郷でも数少ない専業農家であり立派な経営をしています。両親も健在で、今後もこの経営を継続されると思います。利用権を設定する者は 62歳とまだ若いのですが、林業が主であり、自分が食べる分は自分で作るが、手の回らないところは預けているということであります。継続案件でありますので、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 9 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号9番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。 続きまして、報告第 1 号、農地改良届についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

局長

25 ページをお開きください。報告第 1 号、農地改良届について。農地改良届出書の提出があったので報告する。平成 31 年 1 月 30 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

26 ページをお開きください。農地改良届出書について説明いたします。届出者が、美郷町北郷宇納間の方。工事施工者が、美郷町西郷田代の会社になります。農地改良の種類は、3 mほどの嵩上げ。農地改良を必要とする理由は、横を流れる河川の川床が上がってきていて、増水時には田へ流入する。また水はけも悪いため、盛土を行い耕作しやすくするためとなっております。盛土の種類は、北郷黒木の道路改良工事の残土になります。土地の所在は、北郷黒木字下モノ前の 3 筆。嵩上げ完了後の利用計画はシキミとなっております。工事予定年月日は、平成 31 年 2 月 1 日から平成 32 年 4 月 30 日を予定しております。27 ページが地籍集成図、28 ページが現況写真、29 ページが平面図、30 ページが横断図になります。以上です。

議長

報告ですが、質疑はありますか。

<なし>

無いようですので報告第2号に移ります。

報告第 2 号、農地の賃貸借合意解約書についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

局長

31 ページをお開きください。報告第2号、農地の賃貸借合意解約書について。 農地の賃貸借合意解約書の提出があったので報告する。平成31年1月30日提出、 美郷町農業委員会会長 菊田正光。3件の提出があります。詳細は担当が説明い たします。

事務局員

資料は 32 ページからになります。 $32 \sim 35$ ページまでの 2 件は賃借人が同一です。平成 21 年 4 月 1 日から農地法第 3 条で使用貸借の契約がなされていましたが、平成 31 年 1 月 17 日をもって合意解約が成立したことを報告します。

36~37ページは、平成26年1月1日から平成35年12月31日まで、農地法第3

	条で賃貸借契約がなされていましたが、平成 31 年 1 月 16 日をもって合意解約が成立したことを報告いたします。3 件とも土地の引渡しは、平成 31 年 1 月 31 日となります。以上報告を終わります。
議長	それではこれで、本日の議案の審議をすべて終了いたします。
局長	ご起立をお願いいたします。 以上を持ちまして、平成31年第1回美郷町農業委員会総会を終了いたします。 一同、礼。 お疲れ様でした。
	本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。
	美郷町農業委員会 会長 <u>菊田 正光</u>
	美郷町農業委員会 委員 中野 誠五
	美郷町農業委員会 委員 甲斐 奉文